

市第18号議案 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部改正

建築・都市整備・道路委員会
平成30年9月11日
建築局

1 趣旨

建築基準法（以下「法」といいます。）の一部を改正する法律の公布（平成30年6月27日付）に伴い、以下の3つの条例について関係規定の改正を行います。

(1) 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「狭あい条例」といいます。）

法改正に伴う文言の改正

(2) 横浜市建築基準条例（以下「建築基準条例」といいます。）

- ア 防火関係規定の改正に伴う改正
- イ 接道規制の適用除外手続の簡素化に伴う改正
- ウ 仮設興行場等に対する制限の緩和に伴う改正
- エ 条項ずれ等の所要改正

(3) 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（以下「不燃化推進条例」といいます。）

仮設興行場等に対する制限の緩和に伴う改正

2 法改正及び条例改正の概要

(1) 狹あい条例の改正について

【条例改正の内容】（条例第2条）

法改正に伴い、法から引用している文言を改正します。（「がけ」→「崖」）

(2) 建築基準条例の改正について

ア 防火関係規定の改正に伴う改正

【法改正の概要】（法第24条、令第112条第12項）

法第24条では、木造建築物等のうち、一部の建築物を対象に延焼抑止を目的として外壁・軒裏に一定以上の防火性能を求めていましたが、法改正により法第24条が廃止されます。

また、法第24条に関連する建築基準法施行令（以下「令」といいます。）第112条第12項も廃止される見込みです。

【条例改正の内容】（条例第17条、第23条の4、第51条）

建築基準条例では、法第24条の対象とならない類似の用途にも、法第24条及び令第112条第12項と同様の制限等を付加していましたが、法令に準じて防火関係規定の一部を削除します。

条文	対象用途・規模	規制内容	改正内容
第17条	第1項	診療所・ホテル等…※ (階数2、かつ、200 m ² 超) ※法第24条の適用対象に類似する用途	法第24条と同様の規定 令第112条第12項と 同様の規定
	第2項		削除
第23条 の4	第1項 第2号	長屋…※ (階数2、かつ、200 m ² 超)	法第24条と同様の規定
	第2項 後段	※法第24条の適用対象に類似する用途	令第112条第12項と 同様の規定
第51条	第1号 後段	自動車車庫・自動車修理工場(50 m ² 超) の一部…※ ※法第24条の適用対象及びこれに類似する用途(他の規定の適用対象等を除く。)	令第112条第12項と 同様の規定
	第2号 第3号	自動車車庫・自動車修理工場(50 m ² 超) …※ ※法第24条の適用対象及びこれに類似する用途ほか	法第24条の適用対象及びこれに類似する用途(他の規定の適用対象等を除く。)を条例の規定の適用対象から削除 令第112条第12項を強化した規定

イ 接道規制の適用除外手続の簡素化に伴う改正

【法改正の概要】（法第43条）

法改正により、接道規定を満たしていない敷地に対して建築審査会の同意が必要な許可で建築を可能としていたもののうち、一定の要件を満たすものは建築審査会の同意が不要な認定で建築が可能となります。

法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可
※建築審査会の同意が必要

法第43条第2項第1号の規定に基づく認定
※建築審査会の同意は不要
法第43条第2項第2号の規定に基づく許可
※建築審査会の同意が必要

【条例改正の内容】（条例第4条）

現行の建築基準条例で認められる空地等を「法第43条第1項ただし書の許可に係る空地等」からそれと同等である「法第43条第2項第1号の認定及び法第43条第2項第2号の許可に係る空地等」に改正します。

ウ 仮設興行場等に対する制限の緩和に伴う改正

【法改正の概要】（法第85条）

現行の法第85条では、存続期間が1年以内の仮設興行場等で許可したものについては、法律上の制限を緩和していました。

法改正により、特に必要があるものとして建築審査会の同意を得て許可された存続期間が1年を超える仮設興行場等も、同様に法律上の制限が緩和されます。

法第85条第5項の規定に基づく許可
(存続期間が1年以内)
※建築審査会の同意は不要

法第85条第5項の規定に基づく許可
(存続期間が1年以内)
※建築審査会の同意は不要
法第85条第6項の規定に基づく許可
(存続期間が1年超え)
※建築審査会の同意が必要

【条例改正の内容】（条例第55条）

現行の建築基準条例では、存続期間が1年以内の仮設興行場等について条例上の制限を緩和していますが、法と同様に、存続期間が1年を超える仮設興行場等についても条例上の制限を緩和する改正を行います。

エ 条項ずれ等の所要改正

【条例改正の内容】（条例第1条ほか）

法及び政令の条項ずれに伴い、引用条項の改正を行います。また、条例の一部規定の廃止等に伴い、当該条文に関連する他の条文等の整理を行います。

(3) 不燃化推進条例の改正について

【条例改正の内容】（条例第9条）

上記(2)ウの建築基準条例と同様に、存続期間が1年を超える仮設興行場等に対する制限の緩和の改正を行います。

3 施行日

改正される法の施行日と同日（改正される法の公布日（H30.6.27）から3か月以内）